

仕 様 書

- 1 名 称 東部地域街区公園等除草業務委託（その2）
- 2 目 的 緑地内に繁茂している雑草等の除草を行い、良好な景観の保持と安全で快適な利用に供することを目的とする。
- 3 実 施 箇 所 秋田市桜二丁目地内（桜第三街区公園）ほか
（別紙除草公園一覧表および除草時期一覧表による）
- 4 実 施 時 期 契約日の翌日から令和8年9月30日まで
- 5 業 務 内 容 機械除草Ⅱ A=66, 100㎡
- 6 作業開始時期 別紙除草公園一覧表および除草時期一覧表による。
- 7 刈草の処分 秋田市環境部総合環境センター
- 8 業務完了報告 全ての業務が完了の後に、作業状況および完了の確認ができる写真を添付の上、業務完了報告書を提出すること。
- 9 そ の 他
 - (1) 利用者等の安全確保に努めること。
 - (2) 除草の際、石や砂利等が飛散する場合がありますので、注意して作業を行うこと。
 - (3) 除草した草等は乾燥させてから、秋田市環境部総合環境センターに搬入し、処分すること。
 - (4) 周囲の道路上や緑地内に散乱した草等は、きれいに清掃除去すること。
 - (5) 立木の周りを除草する際は、幹等に傷をつけぬよう注意して作業すること。
 - (6) 業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な推進を図るとともに、諸法令の適用運用は、受託者の責任において行うこと。（秋田市土木工事共通仕様書1-1-48を準用）
 - (7) 作業中に危険箇所を発見した場合は、担当者に連絡するとともに、速やかに安全を確保し適切な処置をすること。
 - (8) 作業の日程等は、事前に担当者との協議のうえ、その承認を受けること。
 - (9) その他業務実施にあたり必要な事項は、担当者との協議すること。
 - (10) 業務実施にあたって、公園状況を把握し、公園施設（芝やグラウンド等）に損傷を与えないこと。また、業務により施設に損傷を与えた場合は、受託者の責任により原形復旧すること。